

お 知 ら せ

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日

東 北 電 力 (株)

「南相馬変電所蓄電池システム」を活用した 再生可能エネルギーの「優先的な接続枠」への対応について

当社が設置工事を進めている、南相馬変電所（所在地：福島県南相馬市）の蓄電池システムにより得られる再生可能エネルギーの導入拡大効果については、経済産業省からの要請に従い、福島県の避難解除区域等における再生可能エネルギー発電事業者へ優先的に割り当てることとしております。

このたび、蓄電池システムの活用による「優先的な接続枠」について、国より、福島県が行う公募により選定された事業者（5 万 kW 分）に対して無補償での出力制御の上限を年間 3 0 日※とするという考え方が当社に示されました。このため、当社は福島県に対し、再生可能エネルギー発電事業者の公募ならびに選定を依頼し、これを受け福島県が、本日より対象となる太陽光発電事業者の公募を開始することとなりました。

なお、福島県による公募の概要については別紙のとおりとなりますが、詳細については福島県のホームページをご参照願います。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/energy-yusen-setsuzoku/>)

当社といたしましては、平成 2 8 年 2 月末の営業運転開始に向け、蓄電池システムの建設を着実に進めるとともに、引き続き、福島県内における再生可能エネルギーの導入拡大を支援し、地元電力会社として福島の復興に貢献できるよう、取り組んでまいります。

以上

※ 当社は、平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日に、太陽光発電設備について、経済産業大臣から、固定価格買取制度にもとづく指定電気事業者指定を受けております。これにより、電力の供給量が需要を上回るおそれがある場合に、太陽光発電設備については、年間 3 6 0 時間を超えてもなお無補償での出力制御にご協力いただくこととしております。今回、「優先的な接続枠」の対象となる事業者は、これによらず、無補償での出力制御の上限を年間 3 0 日とするものです。

(別紙)「大容量蓄電システム需給バランス改善実証事業」により導入される蓄電池の活用による再生可能エネルギー優先接続枠公募について